

# 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく平成28年度実施状況報告

平成26年6月に制定された本条例に基づく平成28年度の取組の実施状況を報告します。(第15条)



平成 29 年 9 月 14日 こども青少年・教育委員会資料 こ ど も 青 少 年 局

# I 横浜市の<u>体制(第4条関係)</u>

各区こども家庭支援課の「虐待対応調整チーム」と4か所の児童相談所が協力し、双方の連携強化と人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。

- 1 通告受理機関への職員の適正配置(第4条第4項関係)(P. 2~3)
  - ・26年度から、18区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置
  - ・28年度に、4児童相談所の相談指導担当係長を2人体制とし、虐待通告に迅速に対応。また、支援の充実のため児童福祉司を6人増員
- 2 区と児童相談所の連携強化、専門的な職員の育成(第4条第4項関係)(P. 3)
  - ・児童精神科医による、区個別ケース検討会議等におけるコンサルテーションの実施
  - ・区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実際を学ぶ実地研修の実施
- ・専門的な職員育成のための職員研修の実施

# I 市の責務(第4条関係)

児童虐待防止のため、市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機 関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化、広報啓発活動など、必要な施策を実施しました。

- 1 子育て支援事業の充実(第4条第1項関係)(P.4~7)
  - ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施
- ・育児支援家庭訪問事業による養育者支援の実施・ショートステイ、トワイライトステイの実施
- ・地域子育て支援拠点事業の実施
- ・横浜子育てパートナー(地域子育て支援拠点における利用者支援事業)の実施 ・認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施 ・私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施
- ・親と子のつどいの広場事業の実施 ・乳幼児一時預かり事業の実施
- ・保育所等での一時保育事業の実施
- ・横浜子育てサポートシステム事業の実施
- 2 児童虐待の予防・早期発見のための取組(第4条第2項関係)(P.7~9)
  - ・母子生活支援施設を活用した、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援のための妊娠期支援事業の実施【28年7月から2施設】
  - ・産後母子ケア事業の実施
- ・「にんしんSOSヨコハマ」の運営
- ・妊娠届出時の看護職等による面談の実施

- •ファミリーサポートクラスの実施
- ・医療機関における情報提供書を活用した情報提供による連携の強化
- 3 関係機関等が行う虐待の防止のための取組の支援(第4条第3項関係)(P.9~11)
- ・関係機関向け研修の実施(局・児童相談所・区がそれぞれで実施)・横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)の活動
- ・各区と医療機関の連絡会の開催
- 4 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項関係)(P.12~13)
  - ・代表者会議(横浜市子育てSOS連絡会)の開催(2回)
- ・実務者会議(区虐待防止連絡会)の開催(延べ368回)
- 5 精神科等の医療機関との連携、精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項関係)(P.13)
  - ・精神科医や臨床心理士による面接相談の実施【区】
- ・医療機関向け「周産期メンタルヘルス研修」の実施
- 6 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施(第4条第7項関係)(P.13~15)
- ①親になるための準備
- ・小・中学生を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施【区】
- ②虐待による重篤事例の分析・検証
- ・重篤事例等検証委員会を開催し、27年度の虐待による死亡事例3件の検証を実施。H29年3月に報告
- ③虐待の予防及び早期発見のための方策
- ・養育者の育児不安や悩みの解消のための区民向け講演会、研修・交流会等の実施【区】
- ④虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
- ・被虐待児支援強化事業:児童相談所職員等に対する専門性向上のための研修の実施
- ・健全育成事業:親子関係改善のための夏季キャンプや調理実習などのレクリエーションの実施
- ⑤学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
- ・スクールソーシャルワーカー18人、チーフスクールソーシャルワーカー4人の合計22人の配置
- ・教職員に対する児童虐待対策研修の実施

・放課後児童育成事業関係者への啓発・研修の実施

# Ⅲ 市民の責務(第5条関係)・関係機関等の責務(第7条関係)

市民及び関係機関の責務として、条例の基本理念を理解して、児童虐待防止に努め、虐待を受けたと思われる子どもを発見した 場合は、速やかに通告することとなっています。

- 1 速やかな通告、子供の安全の確認及び安全の確保への協力(第5条第3項関係、第7条第3項関係)(P.18)
- ・児童虐待に係る通告・相談の経路別件数(総数6,263件)
- →近隣・知人 699件、家族・親戚 698件、警察等 1,874件、学校 526件、医療機関 218件、保育所 185件、その他関係機関等2,063件
- 2 関係機関等の虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等(第7条第1項関係、第7条第5項関係)(P.16~17)
- ・横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組・教育委員会図書館による児童虐待防止啓発活動

# Ⅳ 通告及び相談に係る対応等(第8条関係)

通告受理機関(児童相談所、区こども家庭支援課)は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子どもの安全の確認を迅速に行いました。

- 1 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項関係)(P.19~20)
  - ・児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数(対応件数) 6,263件(区役所:2,131件、児童相談所:4,132件)
- 2 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項関係)(P.20)
  - ・よこはま子ども虐待ホットライン(24時間365日、フリーダイヤル)での相談・通告の受付 受付件数 3,126件
- 3 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項関係)(P.20)
  - ・児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」からの本市への接続状況:1.456件

# V 情報の共有等(第9条関係)

子どもを虐待から守るため、市及び関係機関は、情報の共有、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、ケースの最新情報の把握や支援方法の確認を行いました。また他都市との引継ぎ等を行い、要保護児童の継続的な支援を行いました。

- 1 保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1項関係)(P.21)
- ・児童虐待事案に係る児童相談所と神奈川県警察との連携協定の締結による、保有情報の提供・共有の強化【29年2月8日締結】
- ・市立学校に在籍する要保護児童等の全数情報共有の仕組みの構築・実施【29年3月】
- ・要保護児童等進行管理会議の開催・進行管理台帳への登録件数(年度末4,377件)・個別ケース検討会議の開催(1,517回開催)
- 2 要保護児童の転居に伴う引継ぎの徹底(第9条第2項関係)(P.22)
  - ・他都市への送付(移管263件、情報提供96件)・他都市からの受理(移管282件、情報提供184件)・市内移管(495件)

# VI 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)

関係機関と連携し、虐待を受けた子どもに対する適切な保護、心身の健全を図るための支援を行いました。

- 1 関係機関との連携、子供の適切な保護及び支援(第10条第1項関係)(P.23)
- ・保育所等での被虐待児の見守りの実施・児童家庭支援センターによる養育家庭の支援
- 2 医療機関、学校、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力(第10条第2項関係)(P.23)
- ・横浜市子育てSOS連絡会の構成員による取組、虐待の通告・連絡等の協力(再掲)
- 3 児童福祉法に基づく権限の行使、警察への援助要請 (第10条第3項、第4項関係)(P.23~24)
- ・児童福祉法に基づく一時保護の実施(1,558件、うち児童虐待 849件)・警察への援助要請 9件
- 4 措置、一時保護等の解除時の、再統合や家庭的環境での生活等への配慮(第10条第5項関係)(P.24~25)
- ・施設等退所後児童アフターケア事業の実施・資格等取得支援事業の実施・
  ・
  雪

# Ⅲ 虐待を行った保護者への支援、指導等(第11条関係)

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。

- 1 虐待を行った保護者に対する子供との良好な関係を再構築するための支援(第11条第1項関係)(P.26)
- ・親子関係の再構築と児童の家族復帰のための家族再統合事業の実施・子どもの養育に不安を持つ保護者へのカウンセリング、相談などの実施【区】
- 2 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第11条第2項関係)(P.26~27)
- ・児童虐待の問題を抱える家庭への養育支援家庭訪問の実施、家庭訪問員の訪問、養育支援ヘルパーの派遣
- ・医療機関委託による、保護者に対するカウンセリング強化事業の実施

# Ⅷ 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(第12条関係)

健やかな妊娠と出産のため、妊娠健康診査や歯科健査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。

- 1 母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるための支援(第12条第1項関係)(P.28~29)
- ・妊婦健康診査費用補助券交付・妊婦歯科健康診査無料券交付による受診勧奨・・妊娠届出時の看護職等による面談の実施(再掲)
- ・母親教室・両親教室を全区で実施
- 2 妊娠中の女性の配偶者・同居者の配慮を支援するための取組(第12条第2項関係)(P.28~29)
- ・夫婦での参加に配慮した土曜日の両親教室の実施、新米パパの出産・育児教室等の開催【区】
- 3 産婦人科を有する医療機関における、さまざまな施策等の周知のための取組(第12条第3項関係)(P.29)
  - ・各種リーフレット(「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために~横浜市の子育て支援~」など)を、産婦人科医療機関等に配付

# 区 子供虐待防止の啓発(第13条関係)

- 局、区、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を拡充して実施しました。
- 「児童虐待防止の取組と理解・協力のため、毎年11月を児童虐待防止推進月間、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定める。 (第13条第1項関係)(P.30~32)
- ・リーフレット「STOP!子ども虐待〜地域のみんなでこどもを守ろう!〜」の配布、オレンジリボンたすきリレーへの参加・啓発等
- 区民向けのイベントや区民まつり等での啓発、講演会等の実施【区】



# 平成 28 年度

# 「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく 実施状況報告書

平成 29 年 9 月

横浜市

# 目次

はじめ	うに	1
1 植	黄浜市の体制(第4条関係)	2
(1)	通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置(第4条第4項)	2
(2)	区と児童相談所の連携強化(第4条第4項)	3
(3)	専門的な職員の育成(第4条第4項)	3
2 市	fの責務(第4条関係)	4
(1)	子育て支援事業 (児童福祉法第21条の9に規定) の充実 (第4条第1項)	4
(2)	児童虐待の予防・早期発見(第4条第2項)	7
(3)	関係機関が行う虐待の防止のための取組を支援(第4条第3項)	9
(4)	要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項)	12
(5)	精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項).	13
(6)	調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める(第4条第7項)	13
3 市	「民の責務(第5条関係)・関係機関等の責務(第7条関係)	16
(1)	虐待を防止するための施策の協力、早期発見、啓発等に努める(第7条第1項、	第
5項)		16
	虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する(第5条第 *- 4 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
	第7条第3項)	
4 通	通告及び相談に係る対応等(第8条関係)	19
(1)	通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項)	19
(2)	通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項)	20
(3)	通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項)	20
5 情	青報の共有等(第9条関係)	21
(1)	保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1項関係).	21
(2)	要保護児童の転居に伴う引継の徹底(第9条第2項)	22
6 虐	宣待を受けた子供に対する保護及び支援等(第 10 条関係)	23
(1)	関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める(第 10 条第 1 項)	23

(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の、適切な保護及び支	ご援
についての市への協力 (第10条第2項)	23
(3) 児童福祉法に基づく権限の行使(第10条第3項)	23
(4) 警察への援助要請(第10条第4項)	24
(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮(第10条第5項)	24
7 虐待を行った保護者への支援、指導等(第 11 条関係)	26
(1) 虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援 (第11条第1項)	26
(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第 11 条第 2 項)	26
8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(第 12 条関係)	28
(1)妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受ける う努める(第12条第1項)、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身体	
精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する(第12条第2項)	28
(2)産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る(第12条第3項	)
	29
9 子供虐待防止の啓発(第 13 条関係)	30
(1) こども青少年局が実施した啓発活動 (第13条)	30
(2) 区こども家庭支援課が実施した啓発活動(第13条)	32
資料	33

# はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

横浜市のこれまでの取組では、平成23年、24年度の「児童虐待対策連携強化プロジェクト」により示された方針に基づき、平成26年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針(以下、「連携強化指針」という。)」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。

これを受け、平成26年4月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を 設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児 童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。これまでの児童相談所に加え、 市民により身近な区のこども家庭支援課が、通告受理機関として広く周知されたことに より、児童虐待の早期発見及び未然防止に向けた支援を充実しました。

一方、児童相談所は専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、区に対する必要な支援を行うとともに、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行うなど、子どもの最善の利益を実現するために、区と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所としての役割を果たしています。

さらに、区と児童相談所それぞれの専門性を発揮して児童虐待対応に当たるために、 局こども家庭課は、平成26年度から区と児童相談所の業務実地指導を開始し、連携強化 指針に基づいた業務の遂行を推進しました。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

また、平成28年に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、すべての児童が健全に育成されるよう児童福祉法の理念が明確化されるとともに、市町村及び児童相談所の体制強化等、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図ることが示されました。本市では、この改正を踏まえ、引き続き児童虐待の8つの対策を推進し、虐待の発生予防から重篤化防止に取り組みました。

以下、本報告書では、平成28年度の条例に関する取組等について報告します。

# 1 横浜市の体制 (第4条関係)

(1)通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置(第4条第4項)

# ア 児童相談所組織・構成

職員数は職員 267 人です。

【参考】その他職員 計 132 人(再任用短時間 4 人 嘱託 110 人 嘱託医師 18 人) 28 年度から 4 児相相談所の相談指導担当係長を 2 人体制とし、虐待通告に迅速に対応するとともに、区への専門的な助言・指導の強化をしました。

また、児童福祉司を6人増員し、初期対応後の継続的な支援、社会的養護に関する 支援の充実を図りました。

平成28年4月14日現在 所名 中央児童相談所 西部児童相談所 南部児童相談所 北部児童相談所 設置年月日 昭和31年11月1日 平成19年6月25日 昭和49年10月1日 平成7年4月24日 鉄骨鉄筋コンクリート 地上5階地下1階建 鉄筋コンクリート浩一部鉄骨浩 ・部鉄骨コン 構诰 **鉄館コンクリート告地上9階建** 地上5階建 地上6階地下1階建 敷地面積 1 967 97 m² 1 356 14m² 1 640 20m² 18 896 63 m<sup>2</sup> 建物延べ面積 4,476.47㎡(内児相分3,928.72㎡) 3, 129. 76㎡(内児相分2, 697. 27㎡) 30,764.19㎡(内児相分2,976.41㎡) 961. 65 m² 「保護所] ※保護所含む ※保護所含む [1501, 74 m²] [997, 48 m²] 所長 所長 所長 所長 - 時保護所担 - 時保護所担 相談調整 相談調査員(1) 副所長 当課長 当課長 事務 4 事務(1) 運転者(1) - 庶務係長 相談調整 - 相談調查員5 相談調整 一相談調查員3 相談調查員(1) -相談調査員(1)欠員 係長 庶務2 運転者(1) 施設業務員(2) 担当 - 時保護 \_ 児童指導員 4 系長 \_ 保育士14 - 保育士(7) 担当係長 庶務 3 運転者(1) - 保健師 1 -児童福祉司 4 心理療法士(1) 担当係長 保健師 1 相談指導 一虐待対応協力員(1) 学習指導員(4) 相談指導 担当係長 保健師 1 相談指導 虐待対応協力員(1) 相談指導 相談指導 担当係長 児童福祉司 4 保健師 1 虐待対応協力員(1) 自立支援 児童指導員 5 担当係長 保育士 3 -保健師 1 担当係長 担当係長 支援係長 一児童福祉司 11 担当係長 - 心理療法士(1) - 学習指導員(2) - 保健師 1 養育支援家庭訪問員(2) 児童福祉司 12 児童福祉司 10 - 里親対応専門員(1) 一看護師 1 一養育支援家庭訪問員(2) 里親対応専門員(1) -保健師 1 -養育支援家庭訪問員(2) -里親対応専門員(1) 虐待対応・地域 連携課長 家庭支援——児童福祉司1 担当係長 事務 1 担当係長 社会福祉 担当係長 担当係長 能害児支援 除害児支援 児童福祉司1 F児支援 児童福祉司1 社会福祉 1 連携対応専門幹(1) 機 ホットライン相談員(7) 虐待対応専門員(9) 支援課長 ──セラビスト 1 ─児童心理司 4 ─児童心理司(1) こころの セラピスト 1ケア係長 児童心理司 4児童心理司(1) 相談調整 相談調查員(2) 電話相談担当 1 保健師 1 -精神科医師〈2〉 亿. 4本 6市 -保健師 1 →柳1〒1... 小児科医師〈2〉 精神科医師〈4〉 精神科医師〈1〉 構 係長 電話相談員(2) 小児科医師 (1) 医務担当係長 (担当課長) 医務担当係長(担当課長) 相談指導 医務担当係長(担当課長) 児童指導員 3 一時保護 保育士10 担当係長 児童福祉司 4 保健師 相談指導 虐待対応協力員(1) 一時保護 児童指導員 5 係長 -保育士16 -保育士(8) 一時保護 児童指導員 4 係長 保育士12 保育士(11) (再任用職員1含む) 保育士(5) 係長 -調理員 1 - 児童福祉司 14 - 保健師 1 - 保健師 1 - 心理療法士(1) - 学習指導員(4) 心理療法士(1) - 学習指導員(4) 看護師(2) ■保健師 I ■里親対応専門員(1) 心理療法士(1) 小児科医師〈1〉 養育支援家庭訪問員(2) 学習指導員(4) 運転者(1) 小児科医師〈1〉 接助指導員(0)欠員 家庭支援——児童福祉司1 担当係長 障害児支援 児童福祉司1 ケア係長 - 児童心理司 5 - 児童心理司 (1) - 看護師 1 (4) - 精神科医師 3 (7) - 小原料原作 (7) 1 (再任用) 医務担当課長 正規職員 85人 正規職員 55人 正規職員 68人 正規職員 59人 再任用職員 1人 再任用職員 1人 再任用職員 1人 再任用職員 嘱託職員 43 A 嘱託職員 24人 嘱託職員 嘱託職員 (ほか委嘱医師等6人 計80人 (ほか委嘱医師等4人) 計82人(ほか委嘱医師等6人) 計129人

・()内は嘱託職員 〈 〉内は嘱託委嘱医師

■ 職員数 267人 【参考】再任用職員(短時間) 4人 嘱託職員 110人 委嘱医師 18人 合計399人

# イ 区こども家庭支援課の虐待対応調整チーム職員配置

平成26年度から、各区こども家庭支援課に、担当係長、専任保健師1名、社会福祉職からなる虐待対応調整チームを設置しています。

# (2) 区と児童相談所の連携強化(第4条第4項)

# ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成26年1月に策定した「連携強化指針」に基づき、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働での取組み、連携強化を図っています。

# イ 区と児童相談所職員の実地研修

平成24年度から実施している実地研修は、区と児童相談所の連携強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健師、社会福祉職が 双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区職員は、児童相談所で通告受理や調査を経験し受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組み立てに活かしています。

#### 表 実地研修実績

研修参加者内訳	26 年度	27 年度	28 年度	
区こども家庭支援課職員(人)	25	27	25	
区こども家庭支援課責任職(人)	11	17	14	
児童相談所職員(人)	18	17	22	
児童相談所責任職(人)	4	7	4	

# (3) 専門的な職員の育成(第4条第4項)

# ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

2 12201122012								
	26 年度		27	丰度	28 年度			
	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)		
児童相談所 職員研修	165	2, 217	150	2, 226	171	2, 572		
区職員研修 (局主催)	16	845	14	714	13	391		
区職員研修 (区主催)	91	2, 480	163	4, 013	127	2, 844		

# イ 児童精神科医によるコンサルテーション事業

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を、区が実施する所内検討会議、個別ケース検討会議、事例検討会議等に派遣し、区の職員が行う支援に対し具体的な助言等を行う事業を行っています。【派遣回数 18 回/年】

# 2 市の責務(第4条関係)

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の 予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施し ました。

# (1)子育て支援事業(児童福祉法第21条の9に規定)の充実(第4条第1項) ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。

民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委嘱し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者集合研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区役所が連携して事業に取組みました。

# 表 こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
訪問件数(件)	24, 001	26, 409	27, 501	28, 152	27, 723

# 表 訪問員に対する研修の実施状況

年度		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
訪問員委嘱人数(人)		873	848	897	897	915
新任者	実施回数 (回)	2	2	2	2	2
研 修	参加者数 (人)	132	100	150	109	97
現任者	実施回数 (回)	2	4	3	3	3
研 修	参加者数 (人)	685	743	717	699	749
合 計	実施回数 (回)	4	6	5	5	5
	参加者数(人)	817	843	867	808	846

#### イ 育児支援家庭訪問事業

養育者が、育児ストレス、育児ノイローゼ、産後うつ、精神疾患等の疾病や心身の障害等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭に対して、区福祉保健センターの保健師、育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談支援を行うほか、育児支援へルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

# 表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

年度			24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
育児支援	訪問世帯数(世	世帯)	515	648	639	594	525
家庭訪問員	訪問回数(	回 )	3, 339	4, 135	3, 934	3, 782	3, 880
育児支援	訪問世帯数(世	世帯)	43	48	59	64	58
ヘルパー	訪問回数(	回 )	889	1, 137	1, 426	1, 490	1, 423

# ウ 子育て短期支援事業

子どもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的な子どもの預かりを行うことで、子どもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

表 子育て短期支援事業の実績

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
ショートステイ (件)	83	56	605	721	400
トワイライトステイ(件)	550	742	1, 463	2, 570	2, 425
休日預かり(件)	224	475	995	1, 392	1, 648

# エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の 子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総 合的な子育て支援の拠点を設置しています。また、子育て期のいろいろな悩みごと、 困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄 り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」 を行っています。

さらに、平成27年度から乳幼児人口の多い区には、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを設置することとし、平成28年度までに2か所の整備を行いました。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施施設数(か所)	18	18	18	19	20
(うち、利用者支援事業実施施設数)	(-)	(-)	(1)	(18)	(18)
延べ利用者数(人)	468, 105	486, 525	489, 262	494, 598	508, 219
延べ相談件数(人)	39, 561	42, 068	49, 462	52, 099	53, 707

# オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

年度		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施施設数 (か	所)	42	47	50	54	57
延べ利用者数(組	)	84, 171	100, 113	105, 265	106, 101	110, 836

# カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部 の認定こども園・私立保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行ってい ます。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施園数 (か所)	33	33	33	36	36
延べ利用者数(人)※	57, 118	56, 124	61, 159	59, 538	66, 570

※子どもの数

# キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施園数 (か所)	20	20	19	23	23
延べ利用者数(組)	44, 407	40, 868	38, 010	37, 753	39, 219

# ク 乳幼児一時預かり事業

子育でに対する負担感や不安感の軽減と、待機児童対策を目的に、理由を問わない 子どもの一時預かり事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施施設数 (か所)	15	18	19	19	22
延べ利用者数(人)	52, 853	67, 804	78, 223	82, 914	87, 304

# ケ 一時保育事業 (民間保育所等・市立保育所・横浜保育室)

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を実施しています。

表 一時保育事業 (民間保育所等・市立保育所・横浜保育室) の実施状況

年度		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
民間保	実施施設数(か所)	261	307	337	351	388
育所等	利用者数(人)	114, 409	130, 441	135, 331	143, 385	137, 790
市立保	実施施設数(か所)	43	47	46	46	46
育所	利用者数(人)	12, 277	11, 890	12, 739	14, 205	15, 172
横浜保	実施施設数(か所)	114	117	107	99	84
育室	利用者数(日分)	19, 702	17, 508	14, 012	9, 722	7, 731

# コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け・預かりを行うことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
機能強化支部(拠点)事務局(か所)	10	13	16	17	18
区支部(区社協)事務局(か所)	8	5	2	1	0
会員数 (人)	9, 145	9, 944	10, 622	11, 211	12, 211
活動援助実績(件)	43, 118	45, 799	48, 073	53, 791	55, 767

# (2) 児童虐待の予防・早期発見(第4条第2項)

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談に加え、各種福祉保健サービスの 提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取組みました。

# ア 産後母子ケア事業

家族等からの産後の援助が受けられなく、育児支援を特に要する母子及びその家庭を対象に、母子ショートステイや母子デイケアを行うことで、心身の安定と育児不安を解消するために実施しました。

# 表 産後母子ケア事業利用実績

年度	25 年度※	26 年度	27 年度	28 年度
利用実人数(人)	89	212	142	214
利用延べ日数(日)	412	1, 045	690	1, 081

※10月~3月までの半年間

#### イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出は、妊娠を行政的に把握し、妊婦から乳幼児までの一貫した母子保健サービスを実施するための出発点として重要です。

このため、妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握し、妊娠期から養育の支援を必要とする特定妊婦とその家族に対する支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
妊娠の届出者数(	人)	34, 344	34, 192	34, 790	33, 118	31, 823
個別面談実施者数(	人)	29, 747	31, 108	31, 787	30, 216	29, 798

# 表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況(各年度3月末現在)

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
特定妊婦登録人数(人)	17	44	103	149	155

# ウ にんしんSOSヨコハマ

妊娠等に悩む方々への相談体制の充実のため、電話やメールで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」を平成27年度より開始し、委託により運営しました。 妊娠に悩む当事者だけでなく、その取り巻く家族等、多岐に渡る相談を受け、必要に応じて継続支援につなげました。

28 年度の相談実績は349 件です。

# 表 主な相談内容(重複あり)

相談内容	件数(件)	相談内容	件数(件)
妊娠判定・不安・緊急避妊	105	妊娠継続(産もうかどうか)	31
妊娠中の心身のトラブル	49	子どもの養育不安	23
人工妊娠中絶	35	分娩取扱い施設	22
経済的な問題	35		

# エ ファミリーサポートクラス

乳幼児健診等において、育児不安を抱えるまたは不適切な養育のおそれがあると把握された保護者に対し、虐待予防の支援として、保護者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図るグループミーティングを実施しました。

表 ファミリーサポートクラスの実績

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施回数 (回)	260	271	258	256	253
参加者実人数(人)	308	297	268	314	313
参加者延べ人数(人)	1, 062	1, 039	875	883	981

#### オ 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

妊娠・出産において支援が必要な特定妊婦に対し、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援を実施するため、母子生活支援施設の緊急一時保護事業の特例利用として母子生活支援施設に一時的(産前8週、産後8週間)な入所を行います。施設のサポートのほか、訪問指導者(助産師)が育児手技等の専門的な指導を行うことで、深刻な虐待リスクを回避し、母子の生活の安定を図ります。平成28年7月からモデル事業として2施設で実施しました。

表 実施状況(平成28年度から)

年度	28 年度
入所人数 (人)	4
訪問指導者派遣回数(回)	45

# カ 医療機関における情報提供書を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成 26 年 8 月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱いガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っておりましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携が加速し、連絡票の受理件数は、平成 28 年度1,922 件で、年々増加傾向にあります。

# 表 医療機関からの連絡票の受理状況(カッコ内は診療情報提供書を再掲)

年度 26 年度		27 年度	28 年度	
件数(件)	1,626(100)	1,783 (322)	1,922(504)	

# (3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組を支援(第4条第3項)

横浜市では、要対協を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から 支援に取り組んでいます。児童相談所、区、局こども家庭課がそれぞれ、要対協の構 成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りま した。

#### ア 関係機関向けの研修

#### (ア) 児童相談所が実施した研修

実施回数	参加人数	機関別内訳(参加人数)(人)				
(回)	(人)	民生•児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他	
79	2, 719	155	574	94	1, 896	

#### (イ) 区こども家庭支援課が実施した研修

実施回数	参加人数	機関別内訳(参加人数)(人)					
(回)	(人)	民生·児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他		
119	4, 193	1, 504	393	1, 117	1, 179		

# (ウ) 局こども家庭課が実施した研修

日時	テーマ	講師	人数
7月12日 13:30~	児童虐待の防止に向けた地域で の支援と機関連携	日本社会事業大学専門職大学院 准教授 宮島 清氏	355 人
17:00	児童虐待の子どもの心身への影 響	子どもの虹情報研修センター 研修部長 増沢 高氏	

# イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク (YMN) の活動

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、26年12月から要対協の代表者会議の下部組織に位置付けられました。医療機関が行った虐待事例の診断や、児童相談所への通告など行政との連携等をテーマに、年3回の定期会議や調査研究活動、研修講師を招聘しての研修会を開催しました。また、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換会を、時間を分けて開催し、虐待通告や特定妊婦などをテーマに、行政と連携した児童虐待の早期発見・支援のあり方などを検討しました。

# ◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜市労災病院、済生会横浜市東部病院、国立横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学横浜市北部病院、(11 病院)

# ◇開催状況

	医療ネットワーク(午後 6:30~	情報交換会 (午後 3:00~5:30)		
日時	テーマ	参加数	テーマ	参加数
H28. 7. 14 第 9 回	標準化部会 (CPTの運用 や事例対応の標準化を目的) <事例提供機関> ①済生会南部病院 ②神奈川県立こども医療センター	45 人	①事例検討「救急外来で虐待を疑う看護師の視点」 進行:横浜労災病院 ②グループワーク	25 人
H28.11.10 第 10 回	標準化部会 (CPTの運用 や事例対応の標準化を目的) <事例提供機関> ①横浜市立市民病院 ②国立横浜医療センター	52 人	① 済生会横浜市東部病院 のペアレンティング・ サポートシステム 薬 剤部研修会についての 紹介 ② 意見交換「統合失調症 等の精神疾患を持つ特 定妊婦への支援」	19 人
29.3.2 第 11 回	・特別講演「法医学から見た 児童虐待」 講師:横浜市立大学大学院 医学研究科法医学 井濱 容 子教授 ・標準化部会 <事例提供機関> 聖マリアンナ医科大学横 浜市西部病院	54 人	①児童相談所とCPTのより よい連携・CPTの質の向上 を目指して 進行:済生会横浜市南 部病院	27 人

# エ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

表:区と医療機関の連絡会の実施状況(28年度)

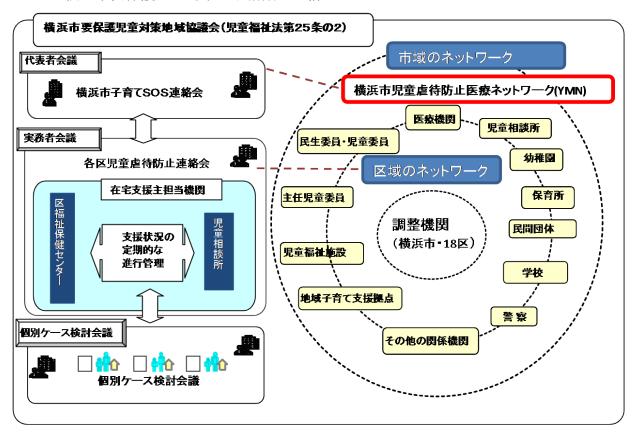
開催日	対象病院	主催(区 or 病院)	備考(参加者内訳等)
H28.7.29	済生会横浜市東部病院	病院	病院(小児科、NICU、精神科、医療相談室)、 こ青局、鶴見区、神奈川区、港北区、中央児 童相談所、北部児童相談所
H29.2.9	済生会横浜市東部病院	病院	病院(小児科、NICU、精神科、医療相談室)、 こ青局、鶴見区、神奈川区、港北区、中央児 童相談所、北部児童相談所
28.7.27	横浜市みなと赤十字病院	中区	13名(区職員5名 病院職員8名)
H29.2.17	横浜市立大学附属市民総合医療センター総合周産期母子医療センター	病院∙南区	病院: センター長、産科担当部長、 副看護部長病棟師長等 区:こ家課長、係長、助産師、保健師等
H28.6.17	堀病院	瀬谷区	旭、瀬谷、保土ケ谷、泉、堀病院 計 10 名
H29.2.7	堀病院	瀬谷区	旭、瀬谷、保土ケ谷、泉、堀病院 計8名
H28.7.4	康心会 汐見台病院	磯子区	(病院 13 名区 8 名)児童虐待の通告につい て
H28.10.21	横浜市大付属病院・南共済病院・池川クリニック・山本助産院	金沢区	福祉保健センター長、部長・課長・係長・保健師・助産師・育児支援訪問員・子育て支援拠点職員・ 母子訪問員・病院スタッフ Dr.
H29.7.25	あおのウィメンズクリニック	戸塚区	病院助産師・区職員3名
H29.7.25	横浜医療センター	戸塚区	産科師長、SW·区職員3名
H29.8.1	小川クリニック	戸塚区	病院事務 2 名 · 区職員 4 名
H29.8.1	聖ローザクリニック	戸塚区	病院事務、助産師2名・区職員4名
H29.3.14	横浜労災病院	病院	医療機関職員7名、区職員6名
H29.3.30	横浜市リハビリテーションセンター	病院	医療機関職員 11 名、区職員 4 名、 北部児相職員 2 名

# (4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項)

# ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等(虐待を受けている子ども等)の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)を、児童福祉法に基づき設置しています。

# 〇 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



#### (ア) 代表者会議 (横浜市子育てSOS連絡会)

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。26年度第2回の会議にて、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)」が市域のネットワーク組織の一つとして承認されました。

【実績】 開催状況 第 1 回:平成 28 年 6 月 23 日、第 2 回:平成 28 年 12 月 22 日

#### (イ) 実務者会議(区虐待防止連絡会)

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会など延368回開催しました。

平成 28 年度から、学校や保育所等の所属機関と要保護児童等の個別の情報共有を 行う学校訪問等を実務者会議に位置づけ実施しています。 ※進行管理会議、個別ケース検討会議については、「5情報の共有等(第9条関係)」 P21に掲載。

# (5)精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項) ア 区の取組

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士による面接相談を実施することで、養育者の育児不安の解消や精神科医の受診につながりやすくする取組などを実施しました。

(例)「専門家相談」(鶴見区)、「かながわ安心子育て支援事業、DV・虐待心理相談事業」(神奈川区)、「児童虐待等相談支援事業」(南区)、「子育てママの心の相談」(港北区)、「心の相談」(青葉区)、「コアラの相談」(都筑区)「個別ヒーリング」(戸塚区)、「妊婦・養育者メンタルヘルス相談」(栄区)、「母親のためのカウンセリング」(瀬谷区)

また、母子訪問時にEPDS(エジンバラ式産後うつ評価指標)を使用し、産後の精神状態を的確に把握し支援につなげる(栄区)取り組みを行いました。

# イ 医療機関向け研修の実施

平成 28 年度から、市内の精神科医療機関、産婦人科医療機関の医療従事者に対し、産後うつ病等の早期発見、早期支援、および医療機関の連携をテーマとした「周産期メンタルヘルス研修」を実施し、146 人が参加しました。

# (6)調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める(第4条第7項)

#### ア 親になるための準備

# ○区の取組

養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会などを通して、 子育ての不安や負担感を減らすための取組を行いました。また、小・中学校と協働し、 命の大切さを伝える赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」を実施し、将来 自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

#### 表 平成28年度の実施状況

内容	実施区	参加人数(人)
親支援プログラムを活用した養育者支援事業等	4区	650
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	9区	7, 953
小・中学生を対象にした思春期健康教育等	9区	5, 125

#### イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

#### ○重篤事例等検証委員会による検証

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた 児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の 分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事 例検証委員会を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

平成28年度は、平成27年度発生した児童虐待による死亡事例3件について、平成28年8月~29年3月に全6回の検証委員会を開催して検証を行い、年度末に報告書を提出しました。

# ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

各区では、一般市民や養育者向けに講演会等を実施し児童虐待の予防や早期発見につながるよう、広く児童虐待に関する理解について呼びかけを行いました。

# 【実績】

# 区民向け講演会 延8回 参加人数418人

(例)「育てにくさのある子どもを理解する」(中区)、「関係性の貧困~わたしたちができること~」(南区)、「3歳からの子育て講演会(そだれん)」(金沢区)など

# エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

# (ア) 被虐待児支援強化事業

被虐待児童支援強化事業では、性的虐待等に関する研修を実施し、児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得し、被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

※平成28年度からは各関係機関(警察、検察)に被害確認面接が浸透してきたため、本市主催の研修への出席ではなく、各関係機関で独自に研修を実施するようになったため、統計をとっておりません。

#### 表 被害確認面接研修(24年度から実施)

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
児童相談所職員(人)	13	14	13	14	15
その他関係機関(人)	7	5	5	6	

# (イ) 健全育成事業

健全育成事業では、児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援している子どもを対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、子供の活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。

# 表 健全育成事業 各所実績(28年度)

	参加人(人)	内容·行先等					
中央児童相談所	72						
西部児童相談所	58						
南部児童相談所	52	動物園や水族館、公園、科学博物館への外出 夏季宿泊キャンプの実施、調理実習の実施など					
北部児童相談所	47	夏学伯泊キャンノの美施、調理美色の美施なC 					
合 計	229						

# オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

#### (ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全 小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しな がら、区役所や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における 児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭 (全小学校 341 校に配置)
- ・スクールソーシャルワーカー (4方面教育事務所に区担当) 18名・チーフスクールソーシャルワーカー 4名の合計 22名を配置し学校長の要請等により派遣、人権教育・児童生徒課に統括スクールソーシャルワーカーを配置し事案の対応をスーパ

# ーバイズ)

・スクールカウンセラー (小学校に週半日程度、中学校に週1日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置)

# (イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、こども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

# 表 平成28年度の実績

内容	実施日	対象
児童生徒指導方面別協議会 「要保護児童等への支援について」	28.5.26	全児童支援・生徒指導専任教諭

# (ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

放課後3事業に従事するスタッフ対象の安全管理研修において、虐待の恐れのある事象の早期通報について徹底しました。(年3回/参加人数193人)

放課後3事業に従事するスタッフ対象の人権研修「こどもの人権尊重、児童虐待防 と対応」を実施しました。(年1回/参加人数72人)

# 3 市民の責務 (第5条関係)・関係機関等の責務 (第7条関係)

(1) 虐待を防止するための施策の協力、早期発見、啓発等に努める(第7条第1項、第5項)

ア 横浜市子育でSOS連絡会構成機関の取組一覧(平成28年度)

構成機関	取組内容
横浜市医師会・	こども青少年局が主催する「周産期メンタルヘルス研修」(平成 28 年 12 月 2
横浜市産婦人	日開催)に、横浜市医師会、産婦人科医会、精神科医会が共催となり、会員へ
科医会·横浜市	の研修参加の周知・勧奨に協力した。
精神科医会	
横浜市歯科医	○「健康横浜 21」におけるライフステージに沿った、児童虐待 (乳幼児・児童・
師会	生徒)の本会における立場の構築
	○各委員会(地域歯科保健委員会、学校歯科保健委員会など)を中心とした本
	会会員への周知と連携について
	○平成 28 年 6 月 横浜市歯と口の健康週間中央行事にてキャッピーのバッチ
	をこども青少年局と配布。
	○平成 28 年 3 月 こども青少年局と今後の児童虐待対策について協議を開始
	した。
神奈川県弁護	横浜市からの児童相談所嘱託弁護士及び児童福祉審議会委員等第三者委員
士会	の推薦依頼を受け、同市に対し、適任者を推薦し、推薦した者をバックアップ
	した。
	上記人材や被害児童の代理人となりうる人材を育てるため、毎月1回の定例
	会議、年2回の会内研修、年1回の施設見学を実施しているほか、当会子ども
	の権利委員会に所属する各弁護士が、日本こども虐待防止学会、日弁連子ども
	の権利委員会、他会の弁護士との交流会等に参加する等して、研鑽を積でいる。
神奈川県警察	子ども安全 110 番について
本部	○平成 18 年から運用を開始した子どもの安全に関する情報を収集するための ま用ばんと。
	専用ダイヤル
	○対応する主な内容
	・児童虐待事案に関する情報
	・誘拐などに発展する恐れのある子どもへの声掛け事案に関する情報
<u></u>	
=	
V I III IVII II II II II II II II II II	
横浜市人権擁	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(平日 19 時まで、土・日曜 10 時~17 時)
	(3)子ども人権SOSミニレターの配布
	・県内全ての小中学生に対し、学校を通じて10月から11月にかけて配布
横浜地方法務局 人権擁護課 横浜市人権擁護委員	(3)子ども人権SOSミニレターの配布

	・受領したミニレターから児童虐待が疑われる場合、学校及び児童相談所へ連
	絡し、情報収集及び情報提供を実施。
横浜市民生委	・小・中学校職員へのオレンジリボン着用を依頼
員	・小・中学校専任教諭との中学校ブロック会議を実施
児童委員協議	・小・中学校養護教諭との情報交換、保健師との情報交換
会	・区民まつりでの虐待防止啓発活動
	・オレンジリボンたすきリレーでの虐待防止啓発活動
よこはまチャ	子どもの声を受けとめる電話であり、虐待の電話も時折入る。
イルドライン	子どものつらさや悲しみに寄り添い、気持ちを受けとめることで、子どもた
	ちは「自分はどうしたいのか」を考えることができると思う。
	勇気づけの対応を大切にし、子どもたちの声を聴かせてもらっている。
横浜市社協	・児童相談所による虐待対応件数が増加し続けているなか、保護された子ども
児童福祉部会	たちの社会的養護の多様な場の確保と、職員の人材育成を課題認識している。
	・社会的養護を受けている子どもたちの継続的な支援とアフターケア
横浜市幼稚園	・各支部(行政区単位)代表者等で構成される運営委員会にて、「横浜市子供
協会	の貧困対策に関する計画」(概要版)を配布し、計画の周知を行った。
横浜私立保育	・保育園では、各園で児童虐待の防止に努めています。横浜市からの虐待啓発
園園長会	ポスター等の掲示、横浜市や区単位で企画される、園長・保育士等対象の研修
	会に参加した。
	・各保育園では、見守りを必要とするご家庭の児童を預かる中で、区・児童相
	談所・関係機関との連携を図った。
横浜市立小学	・各区の児童支援・生徒指導専任教諭協議会に区役所及び児童相談所、警察署
校長会	等の関係機関代表者が出席し、児童虐待防止に関わる情報提供及び研修会を行
	うことができる体制をとった。
横浜市立中学	・校長会と児童相談所の所長の協議会を開催し、情報交換及び諸対応の検証を
校長会	行い、連携する際に一層の改善が進むようにした。
	・各区校長会で、児童虐待防止に向けた情報交換を行うとともに、福祉の専門
	家を講師に招いて児童虐待防止及び対応に係る研修会を実施した。

# イ 教育委員会図書館による児童虐待防止啓発活動 (平成 28 年度)

実施日	実施主体	事業名	実施回数 (回)
11 月 2 日~ 12 月 1日	中央図書館(協力:こ ども青少年局こども家 庭課)	「児童虐待防止推進月間関連展示」	1
11月12日~ 11月28日	都筑図書館と都筑区 こども家庭支援課の 共催	展示「STOP こども虐待」 都筑区総合庁舎区民ホール・図書館 でのパネルや絵本の展示・貸出。	1
11月17日		「おやこで わらべうたで あそぼう〜絵本と保育のおはなし〜」 都筑区総合庁舎区民ホールで実施。	2

# (2) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する(第5条第3項、第7条第3項)

# ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数(平成28年度)

市全体では警察等からの割合が29.9%となっています。区は福祉保健センター内での情報によって把握したものの割合が28.4%と多く、児童相談所では警察等からの児童通告が45.2%となっています。

(単位:件、%)

	市全体		区役所			児童相談所			
区 分	27 年度	28	年度	27 年度	28 🕏	丰度	27 年度	28 4	年度
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
福祉保健センター※1	676	810	12.9%	519	605	28.4%	157	193	4.7%
他都道府県市町村	109	155	2.5%	89	155	7.3%	20	12	0.3%
児 童 相 談 所	737	780	12.5%	186	149	7.0%	551	631	15.3%
保 育 所	149	185	3.0%	109	158	7.4%	40	27	0.7%
児童福祉施設等	67	65	1.0%	14	19	0.9%	53	46	1.1%
警察等	1,694	1,874	29.9%	9	7	0.3%	1,685	1,867	45.2%
医療機 関	176	218	3.5%	76	130	6.1%	100	88	2.1%
幼 稚 園	21	20	0.3%	7	10	0.5%	14	10	0.2%
学 校	410	526	8.4%	124	226	10.6%	286	300	7.3%
教育委員会等	2	4	0.1%	2	2	0.1%	0	2	0.0%
児 童 委 員	42	25	0.4%	36	24	1.1%	6	1	0.0%
家 族 • 親 戚	584	698	11.1%	163	289	13.6%	421	409	9.9%
近 隣 ・ 知 人	626	699	11.2%	175	266	12.5%	451	433	10.5%
児 童 本 人	38	33	0.5%	3	4	0.2%	35	29	0.7%
そ の 他	139	171	2.7%	66	87	4.0%	73	84	2.0%
合 計	5,470	6,263	100.0%	1,578	2,131	100.0%	3,892	4,132	100.0%

※1:区こども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したもの及び市内他区からの住所異動により引き継いだものを含む。

# 4 通告及び相談に係る対応等(第8条関係)

# (1) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項)

通告受理機関(児童相談所、区こども家庭支援課)は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子どもの安全の確認を迅速に行いました。

# ア 児童虐待相談の対応件数

(児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数)

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
区役所(件)	752	868	1,016	1,578	2,131
児童相談所(件)	3,265	3,724	3,617	3,892	4,132
合計(件)	4,017	4,592	4,633	5,470	6,263

# イ 相談種別件数 (平成28年度)

市全体では心理的虐待の割合が多く、40.2%となっています。区はネグレクトの割合が 45.6%と多く、児童相談所では心理的虐待の割合が 46.0%と多くなっています。

(単位:件、%)

区分	市全	≧体	区包	设所	児童村	]談所
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
身体的虐待	1,737	27.7%	532	25.0%	1,205	29.2%
性的虐待	74	1.3%	10	0.5%	64	1.5%
心理的虐待	2,518	40.2%	617	28.9%	1,901	46.0%
ネグレクト	1,984	30.9%	972	45.6%	962	23.3%
合 計	6,263	100.0%	2,131	100.0%	4,132	100.0%

#### ウ 年齢別件数(平成28年度)

市全体では 0 歳から 6 歳までの未就学児童の割合が多く、53.0%となっています。 区は未就学児童が 70.2%と多く、児童相談所では小学生以上が 55.8%と多くなっています。

(単位:件、%)

			市全体			区役所		児	童相談	所
区	分	27 年度	28	年度	27 年度	28 4	丰度	27 年度	28	年度
		件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
0	歳	504	572	9.1%	297	333	15.6%	207	239	5.8%
1 1	~ 6 歳	2,403	2,749	43.9%	848	1,163	54.6%	1,555	1,586	38.4%
7 ~	-12 歳	1,639	1,868	29.8%	340	496	23.3%	1,299	1,372	33.2%
13	~15 歳	635	710	11.4%	77	118	5.5%	558	592	14.3%
16	歳以上	289	364	5.8%	16	21	1.0%	273	343	8.3%
合	計	5,470	6,263	100.0%	1,578	2,131	100.0%	3,892	4,132	100.0%

# エ 主たる虐待者別件数 (平成28年度)

市全体では実母によるものの割合が多く、59.5%となっています。区は実母の割合が 78.3%と多く、児童相談所では実母の 49.8%に対し、実父・実父以外の父の合計が 45.7%とほぼ同等になっています。

(単位:件、%)

	市全体					区役所		児童相談所		
区	分	27 年度	28 호	F度	27 年度	28	年度	27 年度	28	年度
		件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
実	父	1,844	2,014	32.2%	244	378	17.7%	1,600	1,636	39.6%
実	父以外の 父	243	289	4.6%	31	38	1.8%	212	251	6.1%
実	母	3,140	3,727	59.5%	1,198	1,668	78.3%	1,942	2,059	49.8%
実	母以外の 母	43	38	0.6%	9	8	0.4%	34	30	0.7%
そ	の他	200	195	3.1%	96	39	1.8%	104	156	3.8%
合	計	5,470	6,263	100.0%	1,578	2,131	100.0%	3,892	4,132	100.0%

# (2) 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項)

# ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24 時間 365 日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受付けています。

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
受付件数(件)	2,498	2,728	2,903	2,856	3,126

# (3) 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項)

# ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化(189)に伴う対応

平成27年7月1日から、より迅速に児童虐待の相談・通告を受付け、虐待を早期発見することを目的に、児童相談所全国共通ダイヤルが従来の10桁の番号から三桁化(189)されました。本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

表 児童相談所全国共通ダイヤル(189)から本市への接続状況

	27 年度	28 年度
件数(件)	674	1, 456

※27年度は7月から開始

# 5 情報の共有等(第9条関係)

市及び関係機関は、子どもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要対協の活用により相互の連携・協力を図っています。

# (1)保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1項関係)

# ア 神奈川県警察と児童相談所が児童虐待事案に係る連携

平成29年2月に神奈川県警察と児童相談所が児童虐待事案に係る連携協定を締結、3月1日に運用を開始しました。児童相談所及び警察が児童虐待対応を行うにあたり、児童の安全確認と安全確保のために必要だと判断される情報を相互に照会し、児童虐待の緊急性などを総合的に判断します。

また、照会を受けた場合は、各機関が必要と認める情報を記録等で確認の上、速やかに電話等で回答することで、より迅速で的確な児童虐待対応に繋げています。

表 協定に基づく情報共有件数

	28 年度
児童相談所から警察に提供(件)	23
警察から児童相談所に提供(件)	2
計(件)	25

<sup>※</sup>連携協定開始日が平成29年3月1日のため、1か月のみの実績

# イ 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関(学校、保育所、幼稚園等)からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

平成 28 年度に、市立学校に在籍する要保護児童等の全数を情報共有する仕組みを構築し、学齢期の子どもの支援における連携強化を図りました。

表 進行管理台帳登録件数

	24 年度末	25 年度末	26 年度末	27 年度末	28 年度末
要保護児童(人)	2,693	3,190	3,945	3,860	4,222
特定妊婦(人)	17	44	103	149	155
計(人)	2,710	3,234	4,048	4,009	4,377

# ウ 個別ケース検討会議(第9条第1項)

個別ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会に位置付け、子どもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。平成28年度は、1,517回開催し2,448人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
開催回数(回)	671	897	1,281	1,408	1,517

# (2)要保護児童の転居に伴う引継の徹底(第9条第2項)

要保護児童等として支援をしていた児童が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行いました。

# 表 要保護児童等の市内外への移管及び情報提供送付及び受理件数 (平成 28 年度)

	他都市	へ送付	他都市力	から受理	市内移管	
担当	移管	情報提供	移管	情報提供	印內移官	
区こども家庭支援課(件)	167	59	210	97	286	
児童相談所(件)	96	37	72	87	209	
合計(件)	263	96	282	184	495	

# 6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)

(1) 関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める(第10条第1項)

# ア 保育所等での被虐待児の見守り

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、 見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所 等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

表 保育士加配または経費助成の対象児童数(4月1日現在)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
対象児童数(人)	13	20	34	35	

# イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

平成28年度は、新たに3か所設置し、9区9か所で実施しています。

# <設置区(28年度末現在)>

中区、南区、港南区、旭区、磯子区、港北区、都筑区、泉区、瀬谷区

#### 表 設置数及び相談件数

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
設置数(か所)	5	6	6	6	9
相談件数(件)	2, 366	4, 413	7, 912	10, 547	13, 780

# (2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の、適切な保護及び支援についての市への協力(第10条第2項)

再掲 関係機関の取組一覧 P16~17参照

# (3) 児童福祉法に基づく権限の行使(第10条第3項)

平成 28 年度、児童相談所では 1,558 件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を 理由とした一時保護は 849 件で、全体の約 5 割となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家庭訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合いに実施しますが、28 年度はありませんでした。それ以外に子どもの安全を守るために警察への援助要請を9件実施しました。

# ア 児童福祉法に基づく一時保護及び委託保護の実績

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
合 計(件)	1, 299	1, 352	1, 340	1, 498	1, 558
一時保護所(件)	1, 040	1, 106	1, 113	1, 181	1, 228
他機関(件)	259	246	227	317	330
うち児童虐待(件)	642	678	654	755	849

# イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・捜索 件数

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
立入調査(件)	0	0	1	0	0
出頭要求(件)	0	0	2	1	0
再出頭要求(件)	0	0	0	0	0
臨検·搜索(件)	0	0	0	0	0

# (4) 警察への援助要請(第10条第4項)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
援助要請件数(件)	4	0	1	0	9

# 【参考】

●出頭要求等(法第8条の2)

児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める(出頭要求)ことができる。

- ●再出頭要求等(法第9条の2) 保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の 安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める(出頭要求) ことができる。
- ●臨検、捜索等(法第9条の3)

立入調査が拒否され再出頭要求にも応じない時に、裁判官が発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、捜索をできる。

※平成28年5月の児童福祉法等の一部改正によって平成28年10月1日から再出頭を経ずとも、児童相談所が裁判官の許可状を得た上で実施できるようになった。

# (5) 措置、一時保護等の解除時の配慮(第10条第5項)

児童福祉法では児童養護施設等への入所は原則18歳※までとなっています。

施設等を退所した児童に対しては、安定した生活の基盤がつくれるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

(※平成 28 年 5 月の児童福祉法の一部改正によって自立援助ホームは大学等に就学中に限り 22 歳年度末延長が可能となりました。)

#### ア 施設等退所後児童アフターケア事業

入所中から退所後を通じて、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の 案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援を行いました。

施設等退所者、入所児童の居場所として「よこはま Port For」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。

# 表 居場所利用実績

	26 年度	27 年度	28 年度
居場所利用者数(人)	655	921	902

•利用登録者数(累計)217人

# イ 資格等取得支援事業

施設等退所後の就労につながる資格取得のため、資格等取得推奨費、大学等進学自立生活資金の助成を行いました。

# 表 支給人数

	26 :	年度	27 年度		28 年度	
資格等取得推奨費(人) (普通自動車免許取得)		1		2		2
大学進学等自立生活	一時金	生活資金	一時金	生活資金	一時金	生活資金
資金(カナエール)(人)	9	9	6	15	8	17

<sup>•</sup>初年度納入金 28 年度:16 人

# ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体で子どもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につなげるための説明会や広報啓発活動を行いました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5~6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

# 表 里親への委託状況

	24 年度末	25 年度末	26 年度末	27 年度末	28 年度末
認定里親数(組)	128	140	142	151	159
委託里親数(組)	33	37	42	48	61
委託児童数(人)	40	46	51	58	74

#### 表 ファミリーホームへの委託状況

	24 年度末	25 年度末	26 年度末	27 年度末	28 年度末
ホーム数(か所)	9	8	7	7	7
委託児童数(人)	37	38	34	31	25

# 7 虐待を行った保護者への支援、指導等(第11条関係)

(1) 虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援 (第11条第1項)

# ア 児童相談所の取組

# (ア) 家族再統合事業

一時保護中の児童や児童福祉施設に入所中の児童とその家族を対象に、親子関係の再構築と児童の家庭復帰を目的とし、家族再統合に向けて取り組む目標を設定し、子どもや養育者と共有しながら支援をすすめました。

# 表 家族再統合件数の推移

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
家族再統合件数(件)	124	109	124	133	104

#### イ 区の取組

- 虐待を行った保護者への支援の中で、一時的に子どもとの分離が必要と区が判断した場合に、緊急的に乳幼児一時預かり事業を活用できる「AOBA 乳幼児デイレスパイト」(青葉区)を実施しました。
- DVや虐待被害者の心のケア、子どもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。(※以下、第4条第6項と重複)「専門家相談」(鶴見区)、「かながわ安心子育て支援事業(DV・虐待心理相談事業)」(神奈川区)、「児童虐待等相談支援事業」(南区)、「子育てママの心の相談」(港北区)、「こころの相談」(青葉区)、「コアラの相談」(都筑区)、「個別ヒーリング」(戸塚区)、「妊婦・養育者メンタルヘルス相談」(栄区)、「母親のためのカウンセリング」(瀬谷区)

#### (2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第 11 条第 2 項)

# ア 児童相談所の取組

#### (ア)養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 家庭訪問員訪問実績 H28 年実数 212 世帯 (H28 年末実績)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
中央児童相談所(回)	754	720	851	786	765
西部児童相談所(回)	693	730	748	715	852
南部児童相談所(回)	698	793	712	638	617
北部児童相談所(回)	875	573	852	870	600
合 計(回)	3,020	2,816	3,163	3,009	2,834

表 ヘルパー派遣実績(H28年実数97世帯)H28年度末実績

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
中央児童相談所(回)	920	722	1,054	1,534	1,877
西部児童相談所(回)	619	1,280	1,823	2,382	2,834
南部児童相談所(回)	2,934	1,801	1,671	1,194	1,022
北部児童相談所(回)	1,064	798	1,444	2,008	2,198
合 計(回)	5,537	4,601	5,992	7,118	7,931

# (イ) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関 (精神科クリニック)に委託して、保護者のカウンセリングを実施しました。

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
カウンセリング回数(回)	49	3 回	36	48	20
(実人数(人))	(7)	(10)	(14)	(8)	(5)

# 8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(第12条関係)

(1)妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるよう努める(第12条第1項)、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身体・精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する(第12条第2項)

#### ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数 14 回 について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券(以下「補助券」 という。)を交付し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的 負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り 扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

# 表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
補助券利用述べ数(件)	381, 337	372, 490	382, 677	368, 658	357, 955

#### イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠中は口の中が変化し、むし歯や歯周病が発生しやすくなります。また、母親の口の中のむし歯菌が赤ちゃんの口の中に感染することでむし歯になるため、妊婦の口の中を清潔に保つことが重要です。女性の生涯を通じた歯の健康及び赤ちゃんの健やかな成長のため、妊婦を対象に身近な歯科医療機関で歯科健康診査を受診できるよう、妊婦歯科健康診査無料受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況 (※)24年10月事業開始

年度	24 年度 (※)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
受診者数(人)	4, 185	9, 779	10, 875	10, 875	10, 615
委託歯科医療機関数(か所)	942	1, 056	1, 184	1, 296	1, 351

#### ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施(再掲) P.7参照

#### エ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に 関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、 地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、区づくり推進自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に 配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や赤ちゃんの泣きの対応や先輩ママパ パの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

# 表 母親教室・両親教室の実施状況

(単位:回/人)

	24 年度		25 年度		26 年度		27 年度		28 年度	
年度	実施 回数	参 加延人数	実施 回数	参 加延人数	実施 回数	参 加 延人数	実施 回数	参 加延人数	実施 回数	参 加延人数
母親(両親)教室 (局事業)	775	18,244	727	17,523	764	17,809	764	16,942	756	15,014
土曜両親教室 (区づくり事業)	87	3,898	96	4,076	93	4,259	94	4,650	120	5,138
合 計	862	22,142	823	21,599	857	22,068	858	21,592	876	20,152

#### オ 区の取組

# 〇健やか子育て応援事業『パパの子育てノート』の発行(栄区)

子育てを取り巻く環境の変化、妊娠・出産・育児期に母親が父親にサポートしてもらいたいこと、子どもとの遊び方、妊婦の心身の変化、乳幼児揺さぶられ症候群の啓発等を掲載した「パパの子育てノート (パパズノート)」を 1,135 冊配布し、母子健康手帳交付時に希望者に配布。

# 〇新米パパの出産・育児教室 (磯子区)

父親の育児教室の機会を提供し、子育てでも母のよきパートナーになりうるよう 支援するため新米パパの育児教室を開催し、「赤ちゃんのいる生活」や「乳幼児揺さ ぶられ症候群の予防」に関する講話を行いました。(年4回、110人)

# (2) 産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る(第 12 条第 3 項)

# ア 「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために~横浜市の子育て支援~」(リーフレットの配架)

新生児家庭訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、産前産後ヘルパー派遣事業、親子の居場所「地域子育て支援拠点」、育児に関する電話相談窓口「子ども・家庭支援相談」に関する育児支援サービス及び乳幼児揺さぶられ症候群の予防と泣いたときの対応方法を掲載したリーフレット「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために」を毎年度作成し、市医師会、各区医師会の協力を得て、産婦人科医療機関に配付しました。

【28 年度実績】発行部数:38,000 部、うち21,200 部を産婦人科医療機関へ配布

# イ 「子育てに悩んでいませんか?」(リーフレットの配架)

産婦人科、小児科、精神科に対し、子育てに悩む養育者が早期に相談につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

#### ウ 「赤ちゃんが泣いて困ったら」(リーフレットの配架)

乳幼児揺さぶられ症候群の予防を目的に、生後間もない時期の理由の無い泣きへの対処法を説明したリーフレットを作成し、産婦人科、小児科に配布しています。

# 9 子供虐待防止の啓発 (第13条関係)

子どもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組みへの理解及び協力を求めるため、 毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月の児童虐待防止推進月間と共に、 こども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を 拡充しました。

# (1) こども青少年局が実施した啓発活動(第13条)

虐待の基本的な知識、通告義務、条例における市民・関係機関・本市の責務などを紹介するリーフレット「STOP!子ども虐待〜地域のみんなでこどもを守ろう!〜」を作成し、啓発キャンペーンなどの機会を捉えて、市民や関係機関に対して周知しました。

# ア 児童虐待防止広報啓発事業報告 (28年度)

こども青少年局が、28年度に実施した広報・啓発活動は次頁の事業一覧のとおりです。

	実施期間・日	実施事項の具体的内容	備考(開催場所等)	
1	通年	金沢動物園管理事務所と「ののはな館」にポスター掲示依頼 (通年掲示)	金沢動物園	
2	通年	よこはま動物園ス一ラシア管理事務所と管理棟1階の公衆電話横 (授乳室の壁)にポスター掲示依頼(通年掲示)	よこはま動物園ズーラ シア	
3	通年	野毛山動物園管理事務所と授乳室にポスター掲示依頼(通年掲示)	野毛山動物園	
4	通年	横浜マリノスにポスター掲示依頼(通年掲示)	横浜マリノス	
5	通年	横浜FCにポスター掲示依頼(通年掲示)	横浜FC	
6	通年	ドコモCSの市内36店舗のドコモショップにポスター掲示依頼(通年掲示)	ドコモCS	
7	通年	横浜市歴史博物館にポスター掲示依頼(通年掲示)	歴史博物館	
8	通年	ハッピーローソンにて、キャッピーの啓発パネル展示(通年展示)	山下公園ハッピーロー ソン	
9	4月~3月	毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLED広告へ掲載	市営地下鉄ブルーライン車内	
10	4月~3月	28年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載		
11	4月1日	職員辞令交付式で、啓発リーフレット配布(250部)		
12	4月5日	マタニティ&ベビーフェスタ2016で、啓発リーフレット(500部)配布	パシフィコ横浜 展示 ホール	
13	6月12日	歯と口の健康週間フェスティバルで、啓発リーフレット(300部)配布	クイーンズスクエア	
14	10月21日~ 11月4日	eアンケート実施(児童虐待に関すること)		
15	10月30日	オレンジリボンたすきリレーのゴール地点でのオレンジリボンと啓発リーフ レット配布(各500部)とキャラクターによる啓発	山下公園	
16	11月	中央図書館4階特設コーナーで、啓発リーフレット配布、のぼり、ポスター 掲示と社会科学分野(虐待関連)の図書とのコラボレーション	中央図書館	
17	11月	市民病院にポスター掲示、全職員がオレンジリボンを着用	市民病院	
18	11月5日	11月分の職員給与明細の表紙への文言掲載		
19	11月	京急百貨店で啓発リーフレット配布(各100部)、店内へのポスター掲示と 5階こども用品売場の社員全員がオレンジリボンを着用	京急百貨店	
20	11月1日~ 11月15日	横浜市庁舎1階での展示ブースで啓発物の展示	市庁舎(市民広間)	
21	11月	横浜市営バス全車両900台に啓発ポスター掲示	市営バス全車両	
22	11月	横浜市営地下鉄と各駅(ブルーライン32駅、グリーンライン8駅)に 啓発ポスター掲示	市営地下鉄各駅	
23	11月	区役所等と小中・特別支援学校への厚労省からのポスター掲示、チラシ 配布を依頼		
24	11月	広報よこはま11月号全市版(人権特集号)に児童虐待防止についての 記事を掲載		
25	11月	全職員へEメール署名欄下部への児童虐待防止啓発文言掲載依頼		
26	11月	局長名で各区局統括本部長宛にオレンジリボン着用依頼文発送 (経営責任職以上の職員に着用依頼)		
27	11月	こども青少年局職員(課長以下、嘱託員・アルバイト除く)にオレンジリボンを着 用を依頼		
28	11月7日~ 11月29日	開港記念会館のオレンジ色(児童虐待防止)とパープル色(DV)のライトアップと展示コーナーにおいて、啓発リーフレット配布(各100部) (象の鼻パーク 11月10日~11月14日 ライトアップ)	開港記念会館 象の鼻パーク	
29	11月	歴史博物館において、啓発リーフレット配布(各100部)	歴史博物館	
30	11月	中央図書館4階特設コーナーで、啓発リーフレット配布、のぼり、ポスター 掲示と社会科学分野(虐待関連)の図書とのコラボレーション	中央図書館	
31	12月	広報よこはま12月号全市版(人権特集号)に児童虐待防止についての 記事を掲載		
32	3月24日 25日	横浜市就職セミナーにて就職活動学生にリーフレット配布(200部予定)	開港記念会館	
		•		

# イ 「オレンジリボンたすきリレー」への協力

子どもの虹情報研修センター等による実行委員会が実施するオレンジリボンたすきリレーは、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを「オレンジ色のたすき」に見立てて、二宮町、渋谷、鎌倉の3地点から山下公園のゴールを目指してリレーを行い、子ども虐待防止を広く市民に啓発する取組みです。

横浜市は実行委員として参加するとともに、ゴール地点での啓発ブースを出店し、 チラシ等の配布を行いました。啓発ブースでは、横浜市主任児童委員会と協働して模 擬店やゲーム等でイベントを盛り上げました。また、各コースの中継点を持つ区のこ ども家庭支援課では、主任児童委員と協力して中継点での啓発を行いました。

# (2) 区こども家庭支援課が実施した啓発活動(第13条)

各区のこども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取組みました。

# 表 平成 28 年度 広報等実績

28 年度実績	回数(回)	参加人数(人)
区民向けイベント	31	8,763
区民向け広報・啓発	44	3,825
その他(展示等)	9	983
合計	84	13,571

◇ 毎月5日の子供虐待防止推進の日を推進するための ロゴマークを作成し、印刷物や名刺等に掲載して周知 を図りました。



◇ 11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、本市経営責任職以上のオレンジリボンの 着用と、職員の名札用バナーを着用の協力を依頼しました。

# 【名札バナー】



横浜市こども虐待防止のキャラクター 名前は、キャッピー(CAPY)です。 [Child Abuse Prevention in Yokohama] = [よこはま こども虐待防止] の意味です。

児童虐待防止のイベントに参加し、 ぬりえや缶バッチで啓発し、横浜市の子育てを 応援しています。

また、横浜市内の区民まつりなどにもでかけます。



# 横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市(以下「市」という。)、市民(市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。)、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号。以下「法」という。) 第2条に規定する児童をいう。
  - (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
  - (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
  - (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
  - (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例(昭和31年10月横浜市条例第42 号)第1 条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例(平成13年9 月横浜市条例第38号)第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

#### (基本理念)

- 第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格 の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であるこ とを認識するとともに、虐待への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮 しなければならない。
- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、 健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業

(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。)の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。 い。
- 4 市は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を 有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護 児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の円滑な運営の確保及び協議の 活性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うと ともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。
  - (1) 親になるための準備
  - (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
  - (3) 虐待の予防及び早期発見のための方策
  - (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
  - (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

# (市民の責務)

- 第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。
- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に 法第6条第1項の規定による通告(以下単に「通告」という。)をしなければならない。
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

#### (保護者の責務)

- 第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。
- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を 持って接するとともに、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影 響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなけ ればならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児(児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。)については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利

用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言 その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならな い。

#### (関係機関等の責務)

- 第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための 施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理 機関に通告をしなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る 制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなけ ればならない。

#### (通告及び相談に係る対応等)

- 第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、 必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行う ための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又 は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る 引継ぎを受けた場合も、同様とする。
- 2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努め なければならない。
- 3 市は、通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

#### (情報の共有等)

- 第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るため の体制の整備を行わなければならない。
- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転居(住民基本台帳法(昭和42年 法律第81号)第23条に規定する転居をいう。)又は転出(同法第24条に規定する転出 をいう。)をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転居先又は転出先の住所地 を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する 児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなけれ ばならない。

#### (虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

- 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。
- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
- 3 市長及び通告受理機関の長(これらの補助機関である職員を含む。)は、法第8条第

2項の規定による安全の確認若しくは一時保護(以下「安全の確認等」という。)、 法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問(以下「立入調査等」 という。)、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項 の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)に係る権限その他の法第 8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関 等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。

- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。
- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

- 第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供 との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。
- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

- 第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法 (昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、 自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
- 2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、子供の虐待を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

